

令和5年5月8日

保護者 様

伊万里市立牧島小学校
校長 古川 雅

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、今月5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。それに伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行います。保護者の皆様におかれましては、児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、これまで同様のご協力をお願いします。

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- 児童生徒の健康状態の把握
- 適切な換気の確保
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行

といった対策を講じることが、引き続き重要です。一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策は行いません（毎朝の検温、毎日の校舎内等消毒）。

これまでも示しているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本であり、また、学校給食の場面においては、「黙食」は行いません。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じる場合があります。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について

(1) 出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準となります。

※ ここでの「症状が軽快」については、これまでの療養機関の考え方と同じで、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを言います。不安な場合は、学校では判断ができませんので、医療機関等に相談して下さい。

※ 「発症した日」については、学校では判断ができませんので、診断を下した医療機関に必ず確認をして下さい。

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、不織布マスクの着用をお願いします。

※ 出席停止期間が短縮されることは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されていません。

3. 濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行わず、今後は行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、
 - 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません

4. その他

- (1) 発熱やのどの痛み、咳等も普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校させないようにしてください。
- (2) 本日以降、新型コロナウイルス感染症について、祝祭日や休日のメールでの連絡は必要ありません。

2類から5類になっても、感染力や症状に大きな変化があったわけではありません。これまで同様に感染対策は続けてください。ご家庭でのご理解とご協力をお願いいたします。